

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業

最新情報便 Vol.2

平成30年8月27日発行

「事業対象者」の方が状態の変化等により要介護認定申請し、「非該当」になったときの対応

事業対象者の方が、状態の変化等により要介護認定申請し、「非該当」になった場合

- 事業対象者として継続できるのか？
- もう1度事業対象者の手続をするのか？

【回答】

要介護認定申請は、「新規申請」の扱いとなります。この結果、「非該当」になった場合は、非該当の判定日の前日までが事業対象者の有効期間となります。

再度「事業対象者」としてサービスを希望する場合は、改めて、基本チェックリストによる判定が必要となります。

「非該当」通知の日付に遡及した「事業対象者」の手続を行うことはできません。